

Title	ドイツ憲法と明治憲法：二つの憲法の関係（共同研究報告：憲法研究）
Author(s)	越智, 裕子
Citation	聖学院大学総合研究所 Newsletter, Vol.19-5 : 13
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=2373
Rights	

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

【憲法研究】

ドイツ憲法と明治憲法—二つの憲法の関係—

本研究発表は、2009年12月7日、聖学院大学本部2階にて、聖学院大学憲法研究会内で、専修大学 教授石村修氏より発表されたものである。本研究会の参加者は18名であった。

本発表は、明治憲法の特徴を明らかにすることを目的に、19世紀初頭における憲法の比較を試みている。とくに、ドイツ（プロイセン）憲法と大日本帝国（明治）憲法との関係を、ヨーロッパと東アジアという視点から考察し、もってその関係を分析した。また、その中で、特に2つの憲法に見られる「隔たり」を明らかにした。

3月革命以前のプロイセンには、さまざまな憲法思想があった。しかし、軍人や官僚が依然として支配層に居座っているのを不満とした民衆が抗議運動を行い、1948年にプロイセン憲法が制定された。同憲法の体裁としては、当時フランス憲法の影響を受けていた、最も自由主義的であるベルギーの君主主義憲法（1831年）を規範としていた。一方、具体的な内容に関しては、ベルギー憲法と全く異なるものであった。それは君主権中心主義でありこのような現状を、樋口（1977）エンゲルス（1972）鈴木（1931）などは「外見的立法主義」とい名付け説明している。一方、日本においては、明治憲法制定前後に、明治維新、憲法制定、民権派が発足し、それに、対して神権派の発足などさまざまな思想からの影響を受けていた。このような影響を及ぼしていた思想は以下の4類型に分類

できる。①皇紀（皇祖や天皇といった神話の中の日本思想）、②国号（自立した帝国であることを明示した国号）、③幕末（朱子学や漢学などといった多様な思想の混在）、④西洋（学術・商売・法律などの輸入）である。本論者はこれら4つの思想が、多かれ少なかれ影響をしい明治思想が形成されたとのことを示唆している。この中で、特に、1889年に制定された大日本帝国憲法（明治憲法）について、論者が指摘するのは、それは西洋思想であるプロイセン憲法の影響を受ける一方で、これまでの皇紀、国号、幕末などの思想となじむ形で議論が重ねられ、制定に至ったとのことである。

両者を比較してみるとプロイセン憲法の特徴的な輔弼の構造は、国王の統治行為に対して、大臣の副署が必要であり、これにより大臣は責任が課せられることである。一方、明治憲法はその第55条で、国務大臣は天皇を輔弼しその国務行為に対して責任を有し、天皇の大権大使は国務大臣の副署がない場合は無効であるとされている。これは、天皇を政治主体としての能動的君主とするのではなく、あくまで政治の中心は内閣であり、政治システムであることを表している。これに対して学説では、輔弼を実質的行為、副署を形式的行為とするものと、輔弼を形式的行為、副署を実質的行為とするものに分かれている。

（文責：越智裕子 聖学院大学大学院アメリカヨーロッパ文化学研究科博士後期課程）

（2009年12月7日、聖学院本部新館2階）



講師の石村修 専修大学教授（左）と
研究代表の栗城壽夫 聖学院大学大学院教授（右）